

令和4年（ワ）第45号 福島原発避難者損害賠償請求事件（第4陣訴訟）

原告 芹川輝男外98名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

原告ら第26準備書面

（第2陣山木屋仙台高裁判決及び第3陣判決等を踏まえた損害額）

2024（令和6）年6月26日

福島地方裁判所いわき支部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利 孝 

同 鈴 木 堯 博 

同 広 田 次 男 

同 米 倉 勉 

同 鈴 木 延 枝 

同 佐 藤 剛 志 

同 菅 野 哲 

同 磯 秀 一 良 

同

永

山

健 太 郎



同

大

木

裕 生



同

櫛

田

啓



同

三

浦

学 人



原告ら訴訟復代理人弁護士

杉

原

悠 記 子



外

第1 第五次追補策定からの関連訴訟の推移について

1 第五次追補策定及び、その後の先行訴訟の経過は以下のとおりである。

(1) 中間指針第五次追補策定

令和4年12月20日、中間指針第五次追補が策定された（甲B100、甲B109。以下、「第五次追補」という。）。

(2) 第2陣相双訴訟福島地方裁判所いわき支部判決

令和5年11月8日、第2陣相双訴訟（福島地方裁判所いわき支部、平成25年（ワ）第252号、平成27年（ワ）第34号 損害賠償請求事件、令和5年11月8日判決）の判決がなされた（甲B98。以下、「判決①」という。）。

(3) 第2陣山木屋訴訟仙台高裁判決

令和6年2月14日、第2陣山木屋訴訟（仙台高等裁判所、令和3年（ネ）第151号、損害賠償請求控訴事件（原審・福島地方裁判所いわき支部平成25年（ワ）第252号、同26年（ワ）第101号、同27年（ワ）第34号、同29年（ワ）第85号、令和元年（ワ）第274号）、令和6年2月14日判決）の判決がなされた（甲B101。以下、「判決②」という。）

(4) 第3陣訴訟福島地方裁判所いわき支部判決

令和6年3月13日、第3陣訴訟（福島地方裁判所いわき支部、平成29年（ワ）第164号、平成30年（ワ）第55号、損害賠償請求事件、令和6年3月13日判決）の判決がなされた（甲B110。以下、「判決③」という。）

2 本準備書面は、上記（1）から（4）の内容及び結果について分析し、これらの各判決の後続訴訟である第4陣においても、最低でも第五次追補又は第1陣仙台高裁判決の内容のいずれも高い方の水準の賠償が認められるべきことを主張する。

第2 第五次追補の賠償の内容及び上記各判決①から判決③の内容

1 原告ら以外でも受け取れる第五次追補の賠償の内容

(1) 過酷避難状況による精神的損害

ア 対象者

本件原発事故発生時に、下記対象区域に居り、同区域外への避難のための立退き（以下「避難」という。）及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者

イ 対象区域

政府が、原子力災害対策特別措置法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域

①東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内（平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）

②東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10km圏内（同年4月21日には、半径8km圏内に縮小。）

ウ 金額

（ア）上記①の全区域及び上記②のうち半径8キロメートル圏内の区域について、一人30万円

（イ）上記②のうち（ア）以外の者について、一人15万円

(2) 日常生活阻害慰謝料

ア 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）については、特段の事情がある場合を除き平成30年3月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額10万円を目安とする。

イ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域（いずれも上記（ア））の区域を除く。以下同じ。）については、特段の事情がある場合を除き平成30年3月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額10万円を目安とする。

ウ 緊急時避難準備区域については、特段の事情がある場合を除き平成24年

8月末まで（檜葉町の区域については、平成30年3月末まで）を賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額10万円を目安とする。

（3）生活基盤喪失・変容による精神的損害

ア 帰還困難区域等については、生活基盤喪失による精神的損害として、一人700万円を目安とする。

イ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、生活基盤変容による精神的損害として、一人250万円を目安とする。

ウ 緊急時避難準備区域については、生活基盤変容による精神的損害として、一人50万円を目安とする。

（4）相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害

計画的避難区域及び特定避難勧奨地点に、本件原発事故発生時に、生活の本拠としての住居があった者に対して、以下の金額を目安とする。

ア 対象者のうち子供及び妊婦については60万円（一人月額6万円）

イ アを除く対象者については30万円（一人月額3万円）

（5）精神的損害の増額事由

上記（2）の日常生活阻害慰謝料について、甲B100の23頁の「4 精神的損害の増額事由」以下のとおり、特定の対象者に認められる増額事由が規定された。

2 第2陣相双訴訟の判決①について

（1）判決がなされた原告の居住地域について

第2陣相双訴訟の判決①に先立つ令和5年10月24日に、被告との間で和解が成立し、判決がなされたのは、3名の原告である。

その3名の原告は、避難指示解除準備区域又は緊急時避難準備区域の住民であった。

（2）避難を余儀なくされた慰謝料について

避難指示解除準備区域の原告及び緊急時避難準備区域の原告の双方に対して、避難を余儀なくされた慰謝料が認められ、その金額は、避難指示解除準備区域の原告が150万円、緊急時避難準備区域の原告が70万円であった。

(3) 避難継続慰謝料について

ア 避難指示解除準備区域の原告に対しては、平成23年3月から平成30年3月までの85か月分について、月額10万円、合計850万円が認められた。

イ 緊急時避難準備区域の原告に対しては、平成23年3月から平成24年8月までの18か月分について、月額10万円、合計180万円が認められた。

(4) 故郷喪失・変容慰謝料について

ア 避難指示解除準備区域の原告に対して、故郷変容慰謝料が発生していること、その金額が一人当たり130万円であること、を認めた。

イ 緊急時避難準備区域の原告に対して、故郷変容慰謝料が発生していること、その金額が一人当たり50万円であること、を認めた。

3 第2陣山木屋訴訟の判決②について

(1) 判決がなされた原告の居住地域について

当該訴訟の原告らは、福島県伊達郡川俣町山木屋地区が生活の本拠地であった。山木屋地区は、本件事故発生直後は避難指示の対象外であったが、計画的避難区域に指定され、その後、居住制限区域等に指定されている。

(2) 避難慰謝料について

ア 第五次追補の日常生活阻害による精神的損害とほぼ同義である。

イ 平成23年3月から平成30年3月末までの85か月を避難慰謝料の対象期間として、月額10万円、合計850万円を認めた。

(3) 故郷喪失慰謝料について

故郷喪失慰謝料として、原告一人につき330万円を認めた。

(4) 線量不安慰謝料について

ア 線量不安慰謝料について、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害と定義している。

イ 線量不安慰謝料として、健康不安の程度が類型的に高いと考えられる妊婦及び子どもにつき60万円、それら以外の者について30万円を認めた。

(5) その他の事情による加算

その他の事情による加算についても言及した。

4 第3陣訴訟の判決③について

(1) 第3陣訴訟の判決③に先立つ令和6年2月28日に、被告との間で和解が成立し、判決がなされたのは、10名の原告であった。

その10名の原告は、帰還困難区域又は居住制限区域の住民であった。

(2) 避難を余儀なくされた慰謝料について

上記原告らに対し、避難を余儀なくされた慰謝料の発生を認めるとともに、その金額として150万円を認めた。

(3) 避難継続慰謝料について

上記原告らに対し、月額10万円、平成23年3月から平成30年3月までの85か月分、合計850万円を認めた。

(4) 故郷喪失・変容慰謝料について

ア 帰還困難区域（富岡町）の原告に対し、故郷喪失慰謝料が発生していること、金額は一人当たり600万円であること、を認めた。

イ 居住制限区域（浪江町や富岡町）の原告に対し、故郷変容慰謝料が発生していること、金額は一人当たり130万円であること、を認めた。

第3 分析と検討

1 第1陣仙台高裁判決と第五次追補との金額の比較

(1) 帰還困難区域について

ア 第1陣仙台高裁判決（甲B96）は、帰還困難区域の原告らに対し、避難を余儀なくされた慰謝料として150万円、避難継続慰謝料として850万

円、故郷喪失慰謝料として600万円、合計1600万円を認めた。

イ これに対し、第五次追補においては、帰還困難区域の避難者らについて、福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内については過酷避難慰謝料として30万円、同じく20キロメートル圏外については、過酷避難慰謝料が認められなかったものの、健康不安慰謝料として30万円を認めた。また、避難継続慰謝料として850万円、故郷喪失慰謝料として700万円、合計1580万円を認めた。

(2) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域について

ア 第1陣仙台高裁判決は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の原告らに対し、避難を余儀なくされた慰謝料として150万円、避難継続慰謝料として850万円、故郷喪失慰謝料として100万円、合計1100万円を認めた。

イ これに対し、第五次追補においては、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難者らについて、福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内については過酷避難慰謝料として30万円、同じく20キロメートル圏外については、過酷避難慰謝料が認められなかったものの、健康不安慰謝料として30万円を認めた。また、避難継続慰謝料として850万円、故郷喪失慰謝料として250万円、合計1130万円を認めた。

(3) 緊急時避難準備区域について

ア 第1陣仙台高裁判決は、緊急時避難準備区域の原告らに対し、避難を余儀なくされた慰謝料として70万円、避難継続慰謝料として180万円、故郷喪失慰謝料として50万円、合計300万円を認めた。

イ これに対し、第五次追補においては、緊急時避難準備区域の避難者らについて、福島第二原子力発電所から8キロメートルから10キロメートル圏内については過酷避難慰謝料として15万円を認めた。また、避難継続慰謝料として180万円、故郷喪失慰謝料として50万円を認めた。

したがって、福島第二原子力発電所から8キロメートルから10キロメー

トル圏内の避難者らには245万円、それ以外の避難者らには230万円を認めた。

(4) 上記によると、慰謝料の合計額では、帰還困難区域及び緊急時避難準備区域は第一陣仙台高裁判決での認容金額、居住制限区域及び避難指示解除準備区域では第五次追補による賠償額が、それぞれ高い金額になっている。

2 判決①と判決③における原告らに認められた賠償額の内容について

(1) 原告の居住地について

判決①(第2陣相双訴訟)の原告は、避難指示解除準備区域と緊急時避難準備区域であり、判決③(第3陣訴訟)の原告は、帰還困難区域及び居住制限区域である。判決①と判決③を受けた原告らで、居住地が共通する原告らはいない。

(2) 判決①と判決③における原告らの賠償額の認容額について

ア 帰還困難区域の原告(判決③)に対しては、上記第2の4によると、避難を余儀なくされた慰謝料、避難継続慰謝料、故郷喪失慰謝料の発生を認め、その金額として、それぞれ150万円、850万円、600万円の合計1600万円を認めており、第1陣仙台高裁判決において同区域の原告に認めた内容と同等である。

イ 居住制限区域の原告(判決③)及び避難指示解除準備区域の原告(判決①)に対しては、上記第2の4及び第2の2によると、避難を余儀なくされた慰謝料、避難継続慰謝料、故郷変容慰謝料の発生を認め、その金額として、それぞれ150万円、850万円、130万円の合計1130万円を認めた。

個別の慰謝料の認容額は、避難継続慰謝料を除き一致しないものの、合計額では、第五次追補で認められた金額と同等である。なお、第五次追補の金額は、第1陣仙台高裁判決の金額を上回っている。

ウ 緊急時避難準備区域の原告(判決①)に対しては、上記第2の2によると、避難を余儀なくされた慰謝料、避難継続慰謝料、故郷変容慰謝料の発生

を認め、その金額として、それぞれ70万円、180万円、50万円の合計300万円を認めており、第1陣仙台高裁判決において同区域の原告らに認めた内容と同等である。

(3) 小括

以上によれば、第1陣の後続訴訟における第2陣相双訴訟の判決①、及び第3陣訴訟の判決③において、第1陣仙台高裁判決又は第五次追補のいずれか合計金額の高い方の金額が認容されている。

3 判決②における原告らの認められた賠償額の内容について

(1) 原告らの居住地域及び判決における損害額の算定方法（判決③との異同）について

ア 前記第2の3のとおり、当該訴訟の原告らが居住していた山木屋地区は、本件事故発生直後は避難指示の対象外であったが、計画的避難区域に指定され、その後、居住制限区域等に指定された。

イ 原告らの居住地域が居住制限区域等に指定されていることから、判決②では、第1陣仙台高裁判決及び判決③における居住制限区域の原告らと同様の慰謝料の発生、及びその慰謝料の金額という判示になると思われる。

しかし、判決②によると、慰謝料の算定方法について、「基本的に第五次追補の考え方を採用して」、第2陣山木屋訴訟の「原告らに生じた精神的損害を、①避難慰謝料（第五次追補の「日常生活阻害による精神的損害」とほぼ同義）、②故郷喪失慰謝料（同「生活基盤喪失・変容による精神的損害」と実質的に同義）、③線量不安慰謝料（相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害）、④その他の事情による加算の4類型に分けて算定するのが相当である」、と判示している。

ウ 第2の3（1）のとおり、山木屋地区は、最終的には居住制限区域となったものの、当初は警戒区域に指定されておらず、計画的避難区域となった経緯がある。当該地域は、第五次追補においては、過酷避難慰謝料を認めなかった一方、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎

を置く精神的損害の発生を認めた。

そのため、判決②における原告らに発生した慰謝料が、判決③（及び判決①）と異なっていることについては、以下のように考えられる。

（ア）判決③が居住制限区域の原告らに避難を余儀なくされた慰謝料を認めたことについては、第1陣仙台高裁判決において、居住制限区域の原告らに対し、その地域が警戒区域か計画的避難区域であるかの区別はなく、避難を余儀なくされた慰謝料の発生及びその金額として150万円を認めたことから、判決③における当該区域の原告らに対して、避難を余儀なくされた慰謝料の発生及びその金額として150万円を認めていると考えられる。

他方、山木屋地区は、上記イの判示によると、第五次追補の考え方を基本としており、過酷避難慰謝料を認めなかった計画的避難区域であるため、避難を余儀なくされた慰謝料の発生が認定されていないものと考えられる。

（イ）他方、第1陣仙台高裁判決では言及されていなかった線量不安慰謝料について、判決①及び判決③では、その損害の発生が認定されていない。他方、第五次追補においては、その精神的損害の発生を認めていることから、判決②においても、その慰謝料の発生並びに、妊婦や子供については60万円及びそれ以外の者については30万円を認定したものと考えられる。

（2）判決②において第五次追補を超える金額の認定があったこと

ア 山木屋地区は、最終的には居住制限区域に指定されているところ、判決③における居住制限区域の原告らに対しては、第1陣仙台高裁判決よりも認容額の高い第五次追補で認めた賠償合計金額の1130万円を認めている。

イ 第2の3によると、判決②において原告らに認めた慰謝料は、避難慰謝料850万円、故郷喪失慰謝料330万円、線量不安慰謝料として、妊婦及び子どもに対し60万円、それ以外の者に対し30万円を認め、そのほかに加

算がある者もいる。

これによると、加算の点を除き、賠償の合計金額は、妊婦及び子どもが合計 1 2 4 0 万円、それ以外の者が 1 2 1 0 万円であった。

ウ よって、第五次追補において認めた合計金額を上回っている。

(3) 判決②と、第五次追補又は第 1 陣仙台高裁判決の賠償額の比較

ア 判決②と第五次追補との賠償額の比較では、避難慰謝料及び線量不安慰謝料は第五次追補と同額であったが、故郷喪失慰謝料については、第五次追補ではこれに相当する生活基盤変容慰謝料が 2 5 0 万円であったのに対し、判決②では故郷喪失慰謝料として 3 3 0 万円が認定されたため、賠償額が増加した要因であると考えられる。

イ 判決②と第 1 陣仙台高裁判決との比較では、避難慰謝料の額は同額であったが、故郷喪失慰謝料については、第 1 陣仙台高裁判決では居住制限区域の原告らには故郷変容慰謝料の発生が認定されその額が 1 0 0 万円であったのに対し、判決②では故郷喪失慰謝料が 3 3 0 万円と認定された。

他方、第 1 陣仙台高裁判決は、居住制限区域の原告らに避難を余儀なくされた慰謝料の発生が認定されその額が 1 5 0 万円であったのに対し、判決②では、避難を余儀なくされた慰謝料の発生は認定されていない。しかし、判決②で認定された故郷喪失慰謝料の額 3 3 0 万円が、第 1 陣仙台高裁判決における居住制限区域の原告らに認められた故郷変容慰謝料の額及び避難を余儀なくされた慰謝料の額の合計額 2 5 0 万円以上の金額になっている。

4 判決②と判決①及び判決③との整合性について

(1) 判決②と判決①及び判決③の原告らの異同の内容について

ア 判決①から判決③は、いずれも、第 1 陣訴訟を先行訴訟とする後続訴訟の判決であること、第五次追補の策定後になされた判決であることが共通する。

イ 判決①及び判決③は、第 1 陣仙台高裁判決の判決において認定された慰謝料の枠組みを前提にしている。そのうえで、第五次追補で新たに追加賠償と

なった金額を踏まえ、第五次追補の追加賠償があっても第1陣仙台高裁判決の認容額を上回らなかった帰還困難区域及び緊急時避難準備区域の原告らに対しては第1陣仙台高裁判決の認容額を認め、第五次追補の追加賠償により合計金額が増加した居住制限区域及び避難指示解除準備区域の原告らに対しては、第五次追補で認められた合計金額に合致するように、特に故郷変容慰謝料の額を増加して認めた。

これに対し、判決②は、山木屋地区の原告らに対し、第1陣仙台高裁判決において認定された慰謝料の枠組みを前提とせず、第五次追補の慰謝料額の算定方法を前提にしている。すなわち、避難を余儀なくされた慰謝料は、独立した慰謝料としては認められていない。しかし、避難慰謝料及び線量不安慰謝料については第五次追補の追加賠償と同額が認められ、故郷喪失慰謝料については、第五次追補の追加賠償の額を超える金額、同時に第1陣仙台高裁判決における居住制限区域の原告らに認定された故郷変容慰謝料のみならず避難を余儀なくされた慰謝料との合計金額を超える賠償額を認定した。

なお、線量不安慰謝料は、第1陣仙台高裁判決では認定されていない慰謝料である。

(2) 慰謝料額の算定方法に関する整合性について

ア 避難を余儀なくされた慰謝料の発生を認定するか否かについて

上記(1)によると、避難を余儀なくされた慰謝料を認定するか否かは、第1陣仙台高裁判決で認定された慰謝料の枠組みを前提とするか否かによって異なるといえる。

この点について、第五次追補においては、慰謝料の内容として過酷避難慰謝料を認めるか否かについて、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域並びに緊急時避難準備という区別ではなく、原則として警戒区域及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内か否かという区別をしている(甲B100、甲B109の地図参照)。

第1陣仙台高裁判決の原告らは、上記警戒区域に居住のあった原告らが主

であった。また、判決③における原告らも、第1陣仙台高裁判決の原告らと同様、主に過酷避難慰謝料が認められる地域に居住していた原告らであった。また、第1陣仙台高裁判決で認められた避難を余儀なくされた慰謝料の額は、第五次追補において認められた過酷避難慰謝料の額を上回っている。したがって、判決①及び判決③では、第1陣仙台高裁判決で認容された慰謝料の枠組みに基づいて判断したと考えられる。

これに対し、判決②の原告らは、山木屋地区の原告であり、最終的には居住制限区域に指定されたものの、第五次追補における過酷避難慰謝料が認められなかった計画的避難区域に居住していた。そのため、第1陣仙台高裁判決で認容された慰謝料の枠組みを前提とする判断にはならなかったと考えられる。

なお、第五次追補においては、生活基盤変容慰謝料についての説明の中で、「確定判決の認容額（生活基盤変容による精神的損害に対応する認容部分と考えられる金額。避難を余儀なくされた慰謝料と日常生活阻害慰謝料を異なる損害項目としていない判決については、認容額から日常生活阻害慰謝料額を控除した残額。）も考慮して、250万円を目安とした。」と示されている。

イ 線量不安慰謝料を認定するか否かについて

判決②で認めた線量不安慰謝料は、第五次追補で認められている相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害と同義とされている。

当該損害は、第五次追補において認めた損害である。対象者は、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点に居住していた避難者らである。同損害は、過酷避難慰謝料を認めた避難者らに対しては原則として認めておらず、例外的に、2011年3月から同年12月末までの期間に避難等により計画的避難区域に一定期間滞在した避難者に限定して認めている。

判決②における山木屋地区の原告らは、計画的避難区域の避難者らであ

り、判決②は第五次追補にしたがって当該損害を認めている。

これに対し、判決①及び判決③の原告らに対して、健康不安に基礎を置く慰謝料を認めなかったのは、同原告らが、主に警戒区域に相当する地域に居住していた原告らであったからであると考えられる。

ウ 小括

よって、これらの判決において、慰謝料額の算定方法に関する整合性があるといえる。

(3) 故郷喪失慰謝料の認容額が第五次追補等を上回った理由について

ア 総論

判決②は、山木屋地区の原告らに対して、故郷喪失慰謝料として330万円を認定している。これに対し、第1陣仙台高裁判決では居住制限区域の原告に対する故郷変容慰謝料として100万円、第五次追補では同地域の避難者に対する生活基盤変容慰謝料として250万円、判決③では居住制限区域の原告に対する故郷変容慰謝料として130万円を認めている。

判決②及び第五次追補の当該地域においては避難を余儀なくされた慰謝料ないし過酷避難慰謝料を認めていない。また、第1陣仙台高裁判決、判決③では、別途当該慰謝料として150万円を認めているが、その金額を含めても、判決②の故郷喪失慰謝料の金額は、第五次追補等で認められた金額を上回っている。以下では、その認定理由について検討する。

イ 第1陣仙台高裁判決の内容

第1陣仙台高裁判決においては、居住制限区域について、「事故から約6年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料の額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要がある

が、同時に仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。そこで、本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度は、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、１００万円を認めるのが相当である。」と判示した。

ウ 第五次追補の内容

第五次追補では、居住制限区域における生活基盤変容慰謝料について、以下のように示している。

居住制限区域においては、「長期間に及ぶ避難指示により、本件事故前に当該地域に存在した生活基盤が大きく変容しており、平成２９年４月までにすべての避難指示が解除され、物理的インフラの復旧も進み、実際にある程度の住民が帰還するなどして一定の復興を遂げている地域があるものの、その一方で長期間に及ぶ避難指示の期間中に帰還を断念し本拠を別の地へ移した者や、未だに帰還の決断ができない者も相当数存在したことも認められ、本件事故前の状況からかなりの程度毀損された生活基盤が事故前の状況に戻る見通しは立っておらず、このような変容した生活基盤を受け容れざるを得ない状況にあることが認められる。」

「具体的な損害額の算定に当たっては、生活基盤の「喪失」が生活基盤が著しく毀損されたことを意味するのに対し、生活基盤の「変容」は従前の生活基盤がかなりの程度毀損されたことを意味するところ、生活基盤喪失による精神的損害と生活基盤変容による精神的損害の程度にはなお大きな差があると認めるのが合理的であると考えられ、生活基盤喪失による精神的損害の損害額の目安７００万円の半分を下回る額を目安とすることが相当である。そこで、確定判決の認容額（生活基盤変容による精神的損害に対応する認容部分と考えられる金額。避難を余儀なくされた慰謝料と日常生活阻害慰謝料を異なる損害項目としていない判決については、認容額から日常生活阻害慰

謝料額を控除した残額。)も考慮して、250万円を目安とした。」

エ 判決③における居住制限区域の原告に対する内容

判決③においては、慰謝料の額の算定については、以下のとおり判示している。

「かかる「故郷」が毀損された」ことにより原告らが受けた「精神的損害を補填すべき慰謝料の額は、被告の対策が遅れた結果、原告らの生活基盤たる「故郷」が喪失ないし変容してしまったことへの原告らの無念の気持ちを慰謝するに足りるものであるべきであるが、算定に当たっては、こうした生活基盤たる「故郷」が本件事故により毀損された程度や回復可能性等を考慮して定めるのが相当である。」

「居住制限区域については、浪江町や富岡町の居住制限区域では約6年もの間、帰還はおろか立入りすら制限される状況にあったのである。そして、これらの区域では、公共インフラ等の復旧は進められており、一定数の帰還者もいるとはいえ、多くの者が帰還を決めかね、あるいはすでに断念している状況にあって、長期間の避難指示により本件事故前の生活基盤が変容してしまったことは明らかである。一方、帰還困難区域に比べれば早期に帰還すること自体は可能であったし、居住制限区域における地域社会の再生・復興も比較的早い時期から図られてきたことなども考慮する必要がある。」

以上の判示等をもとに、故郷変容慰謝料として一人当たり130万円を相当と認めた。

オ 判決②における慰謝料算定における考慮要素等

(ア) 故郷喪失慰謝料の基本的考え方等について

判決②では、故郷喪失慰謝料の基本的な考え方等について、以下のよう

に判示した。

「第五次追補は、生活基盤の「喪失」とは、本件事故前の状況から生活基盤が著しく毀損されたことを、「変容」とは、かなりの程度毀損されたことをそれぞれ意味するとし、帰還困難区域等については生活基盤喪失に

よる精神的損害に対する賠償額の目安を一人700万円、居住制限区区域及び避難指示解除準備区域については生活基盤変容による精神的損害に対する賠償額の目安を一人250万円とする。」

「しかし、「喪失」と「変容」との区別は二者択一的ではなく段階的総合的なものであるし、第五次追補を含む指針が示す損害額はあくまでも目安であるから、山木屋地区における生活基盤の毀損の程度がどのようなものであるかについて検討し、本件における生活基盤の毀損による精神的損害に対する相当な賠償額を定めることとする」と判示している。

(イ) 故郷喪失慰謝料の相当額について

判決②では、判決②で指摘した山木屋地区の生活基盤の毀損の程度を前提に、「本件事故前に存在した「山木屋地区」というコミュニティは、本件事故により大きく変容しており、特に小学校の休校に象徴される次世代を担う子どもの大幅な減少と高齢者率の上昇は、山木屋地区の伝統や独自性が早晚継承されなくなる蓋然性を意味するものとして深刻である。このような状況は、原審口頭弁論終結時から基本的に変わっておらず、本件事故から12年以上を経た現時点においてなお回復されていないものの多くは、このまま失われていく蓋然性が高いし、一応の回復をみたものについても将来的な維持存続は困難と思われるものも多く、存続していくにしても、山木屋地区とのつながりは希薄化し変容している。このような地域社会の大幅な変容は、本件原発事故によって不可逆的かつ一回的に生じたものというべきである。

これに対し、1審被告は、将来的な維持存続の困難という点は、本件事故以前から進行していた少子高齢化という社会現象によるものであって、本件事故の有無にかかわらずいずれ失われるものであったという趣旨を主張する。しかし、本件事故による山木屋地区の変容は、通常少子高齢化の進行による変化とは明らかに次元の異なる急激なものであるだけでなく、過疎化や少子高齢化による変化を少しでも緩和しようとして本件事故

前まで長年にわたって営々と様々な工夫を積み重ねてきた山木屋地区の住民の努力の成果を一瞬にして奪い去ったという点において、むしろ精神的苦痛を増大させるものということができる。」と判示した。

そして、一人につき330万円を故郷喪失慰謝料として認めた。

カ 検討

(ア) 第1陣仙台高裁判決では、居住制限区域の原告らの慰謝料算定にあたって、客観的には帰還することが可能な状況にあること（ α ）、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していること（ β ）、同時に仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上の多大な不自由が続くこと（ γ ）、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性（ δ ）などを指摘し、考慮要素としている。

第五次追補においては、 α 、 β の指摘（平成29年4月までにすべての避難指示が解除され、物理的インフラの復旧も進み、実際にある程度の住民が帰還するなどして一定の復興を遂げている地域がある）の他、 γ の趣旨と類似する説示（その一方で長期間に及ぶ避難指示の期間中に帰還を断念し本拠を別の地へ移した者や、未だに帰還の決断ができない者も相当数存在したことも認められ、本件事故前の状況からかなりの程度毀損された生活基盤）はあると考えられるが、 δ については否定しているものと考えられる（本件事故前の状況からかなりの程度毀損された生活基盤が事故前の状況に戻る見通しは立っていない）。

判決③においては、「これらの区域では、公共インフラ等の復旧は進められており、一定数の帰還者もいるとはいえ、多くの者が帰還を決めかね、あるいは既に断念している状況にあ」ることや、「帰還困難区域に比べれば早期に帰還すること自体は可能であったし、居住制限区域における地域社会の再生・復興も比較的早い時期から図られてきた」などの判示がある。これらは、前記 α 、 β 、 γ の内容であるといえる。もつとも、 δ に

については明示的な判示は不見当である。

(イ) これらに対し、判決②においては、 α 及び γ については、共通するものの、 β 、 δ に関しては、「本件事故から 12 年以上を経た現時点においてなお回復されていないものの多くは、このまま失われていく蓋然性が高いし、一応の回復をみたものについても将来的な維持存続は困難と思われるものも多く、存続していくにしても、山木屋地区とのつながりは希薄化し変容している。このような地域社会の大幅な変容は、本件原発事故によって不可逆的かつ一回的に生じたものというべきである。」として物理的インフラないし公共的インフラの復旧があることや、地域社会が今後の復旧や復興により徐々に回復すること、否定しているものと考えられる。

(ウ) 上記によると、 α 及び γ については、第 1 陣仙台高裁判決、第五次追補、判決③、判決②において共通する。

これに対し、 β については、第 1 陣仙台高裁判決、第五次追補、判決③は、物理的インフラないし公共的インフラの復旧があるとしているが、判決②は、上記 (イ) のとおり、物理的インフラないし公共的インフラの復旧も含め、次世代を担う子どもの大幅な減少と高齢者の上昇により山木屋地区の伝統や独自性が早晚継承されなくなるという点で、否定している。

δ については、判決②は、第 1 陣仙台高裁判決等と異なり、明確に否定している。

以上の点が、相違点であるから、損害額の差異を生じさせる事情であると考えられる。

(エ) 慰謝料額の算定に与える影響について

α 、 γ は、避難者に共通する事情であるうえ、 β や δ が否定されることは、慰謝料額を高める事情にはなり得ても、慰謝料額を低める事情にはなり得ない。

第 4 第 4 陣訴訟における損害額の考え方

1 第 1 陣仙台高裁判決又は第五次追補のいずれか高い金額を認定すべきこと

以上の経過によれば、第4陣訴訟の原告らは、判決②の原告らとは異なり、第1陣仙台高裁判決、判決①及び判決③の原告らと同様である。

そして、第1陣仙台高裁判決、第五次追補及び判決③の原告らに該当する事情については、同じ避難者である第4陣原告らについても妥当する。

したがって、第4陣原告らに対しては、判決①及び判決③の原告らと同様、帰還困難区域及び緊急時避難準備区域の原告については第1陣仙台高裁判決で認められた賠償額の合計金額、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の原告については、第五次追補で認められた賠償額の合計金額を認定すべきであるといえる。

2 故郷喪失慰謝料の額が第五次追補等の金額から増額するための視点について

(1) 繰り返しになるが、判決②において、故郷喪失慰謝料として第五次追補で

認められた賠償額を上回った理由の判示内容として、「次世代を担う子どもの大幅な減少と高齢者率の上昇により山木屋地区の伝統や独自性が早晚継承されなくなる」ということや、「本件事故から12年以上を経た現時点においてなお回復されていないものの多くは、このまま失われていく蓋然性が高いし、一応の回復をみたものについても将来的な維持存続は困難と思われるものも多く、存続していくにしても、山木屋地区とのつながりは希薄化し変容している。このような地域社会の大幅な変容は、本件原発事故によって不可逆的かつ一回的に生じたものというべきである。」ということが、重要であるといえる。

(2) したがって、上記観点が妥当する第4陣訴訟においても、故郷喪失慰謝料の金額が増額されるべきである。

以上